

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月25日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社オークサ・マテックス

佐久市野沢94-1

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
トステムビバ株式会社 ほか 10者	午前9時	午後10時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
トステムビバ株式会社 ほか 10者	午前9時	午後10時
マックスバリュ長野株式会社	午前7時	午後9時
株式会社平安堂	午前10時	午前0時

## (2) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

1	午前8時30分から午前3時30分まで
2	午前8時30分から午前0時まで

(変更後)

1	午前6時30分から午前3時30分まで
2	午前8時30分から午前0時まで
3	午前8時30分から午前0時30分まで

## (3) 荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から午後9時まで	午前6時から午後9時まで
2	午前7時から午後5時まで	24時間
3	午前7時から午後3時まで	午前7時から午後3時まで
4	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後7時まで
5	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで

## 4 変更年月日

平成25年4月12日

## 5 届出年月日

平成25年4月11日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月25日から平成25年8月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月25日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ムサシプロ安茂里店 アメリカンドラッグ安茂里店

長野市大字安茂里字上河原3597-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カクダイ

長野市大字安茂里3644

大井 孝子

長野市大字安茂里3795

大井 斐子

長野市大字安茂里3774

小林 恭子  
山形県長井市新町13-19

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社トップカルチャー	午前10時	午後11時30分
株式会社モリキ		午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
アークランドサカモト株式会社	午前7時	午後8時
株式会社モリキ	午前10時	午後9時

- (2) 駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時まで	午前6時30分から午後9時30分まで

- (3) 荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時から午後1時まで	午前6時から午後9時まで
2		午前7時から午後1時まで

4 変更年月日

平成25年4月25日

5 届出年月日

平成25年4月9日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月25日から平成25年8月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

伊那市新山土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

理 事

重 任

氏 名 住 所

井上 幸一 伊那市富県3495番地  
中山 徹夫 伊那市富県1963番地  
倉沢 松男 伊那市富県166番地  
中山 英夫 伊那市富県1393番地  
丸山 猛 伊那市富県840番地

監 事

重 任

氏 名 住 所

羽場 操 伊那市富県2630番地  
山崎 昭彦 伊那市富県1501番地

農地整備課

公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県北信地方事務所長 柳澤 直樹

理 事

新 任

氏 名 住 所

小林 俊幸 中野市大字桜沢1143番地

農地整備課

公告

北信州土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県北信地方事務所長 柳澤 直樹

理 事

新 任

氏 名 住 所

武田 亥佐雄 中野市大字壁田691番地1  
武田 晋一郎 中野市大字岩船241番地2  
北原 博史 中野市大字立ヶ花210番地  
山田 信夫 中野市大字江部244番地  
金子 吉明 中野市大字三ツ和1585番地  
吉池 次男 中野市大字西条688番地1  
小林 一三 中野市大字新保190番地  
山田 宗良 中野市大字岩井830番地  
伝田 益夫 中野市大字永江242番地  
保科 武一 中野市大字七瀬276番地  
土屋 忠久 中野市大字赤岩571番地12  
清水 湧治 中野市大字田上922番地  
青木 隆雄 中野市大字永江1848番地イ-1  
須藤 芳明 中野市大字岩井293番地1  
町田 芳平 中野市大字栗林326番地  
大内 一人 中野市大字永江8007番地イ-1  
田川 清一 中野市大字更科506番地

鈴木正幸 中野市大字牛出586番地

農地整備課

## 公告

上田市坂城町欠口土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

## 理事

## 新任

氏名	住所
塚田節男	上田市下塩尻794番地3

## 退任

氏名	住所
古田庄一	上田市下塩尻649番地

農地整備課

## 公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

## 理事

## 新任

氏名	住所
小松原清董	駒ヶ根市赤穂7848番地1
駒場勲	駒ヶ根市赤穂5228番地
吉澤幸男	駒ヶ根市赤穂3437番地
池上善朗	駒ヶ根市上穂栄町8番7号
松崎弘道	駒ヶ根市下平1607番地
堺澤清	駒ヶ根市上穂南6番20号
北原厚志	駒ヶ根市梨の木12番3号
大宮雅登	駒ヶ根市赤穂14616番地165

## 重任

澁谷宣吉	駒ヶ根市赤穂11926番地
横山幸男	駒ヶ根市赤穂568番地
気賀沢文孝	駒ヶ根市赤穂10318番地5
河上邦和	駒ヶ根市赤穂8711番地2
佐藤充彦	駒ヶ根市赤穂13391番地
寺沢要	駒ヶ根市飯坂1丁目27番5号
北澤秀明	駒ヶ根市赤穂13198番地1

## 退任

倉田幸績	駒ヶ根市赤穂6430番地
中城逸夫	駒ヶ根市下平391番地2
松崎真明	駒ヶ根市赤穂15750番地2
中島佳志男	駒ヶ根市上穂北20番8号

## 監事

## 新任

北原和久	駒ヶ根市赤穂8474番地1
池上千尋	駒ヶ根市赤穂3081番地1
中村正人	駒ヶ根市赤穂8887番地
宮澤基和	駒ヶ根市中央12番2号
池上光明	駒ヶ根市赤穂3302番地

## 退任

清水忠之	駒ヶ根市赤穂11552番地
松崎彰	駒ヶ根市赤須町12番12号
石澤伝	駒ヶ根市赤穂6610番地
小林治男	駒ヶ根市赤穂3081番地1
宮下稔	駒ヶ根市中沢2621番地

農地整備課

## 公告

塩尻市田川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

## 監事

## 新任

氏名	住所
大和清志	塩尻市大字広丘野村337番地

## 退任

氏名	住所
塩原寛人	塩尻市大字広丘吉田1474番地

農地整備課

## 公告

長野県中信平左岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

## 理事

## 新任

氏名	住所
金盛啓展	安曇野市穂高有明4068番地1

## 退任

氏名	住所
勝野利勉	安曇野市穂高有明7660番地2

農地整備課

## 公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

## 監事

新任  
氏名 住所  
横山 秋一 北安曇郡白馬村大字北城2303番地2

退任  
氏名 住所  
平林 豊 北安曇郡白馬村大字北城2495番地

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

理事

新任  
氏名 住所  
三井 和雄 長野市篠ノ井杵淵757番地1

退任  
氏名 住所  
小林 正幸 長野市大字稲葉1685番地4

監事

新任  
氏名 住所  
波澤 二郎 長野市豊野町石686番地3

退任  
氏名 住所  
丹後 恵二 長野市大字富竹1080番地6

農地整備課

公告

中野市豊井土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年4月25日

長野県北信地方事務所長 柳澤 直樹

理事

新任  
氏名 住所  
神田 廣久 中野市大字上今井2746番地  
神田 道男 中野市大字上今井463番地9  
小林 克彦 中野市大字上今井2352番地  
清水 信行 中野市大字栗林482番地  
松島 周一 中野市大字栗林674番地  
阿藤 次男 中野市大字大俣52番地

重任  
氏名 住所  
臼井 信幸 中野市大字上今井2314番地  
神田 辰彦 中野市大字上今井487番地4  
小林 憲司 中野市大字上今井541番地  
神田 和美 中野市大字上今井2319番地

臼井 今朝徳 中野市大字上今井2730番地1  
小林 次男 中野市大字上今井445番地5  
小林 孝徳 中野市大字栗林83番地  
小林 亨 中野市大字上今井276番地3

退任  
氏名 住所  
神田 明光 中野市大字上今井642番地1  
浅沼 邦夫 中野市大字大俣150番地  
折山 秀男 中野市大字上今井2617番地  
小島 一幸 中野市大字栗林592番地1  
小林 良一 中野市大字栗林649番地  
神田 義久 中野市大字上今井2771番地

監事

新任  
氏名 住所  
神田 明光 中野市大字上今井642番地1  
松島 達昭 中野市大字栗林574番地

重任  
氏名 住所  
小林 進一郎 中野市大字上今井2644番地1  
藤田 三夫 中野市大字上今井676番地1

退任  
氏名 住所  
神田 壽一 中野市大字上今井2676番地2  
清水 隆一 中野市大字栗林666番地

農地整備課

公告

平成25年3月29日、塩尻市塩尻東土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可しました。

平成25年4月25日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月25日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 入札の目的  
建設工事の請負契約
- 2 工事名  
ダム管理事業に伴う水車発電機等内部点検及び修繕工事
- 3 工事箇所名  
奈良井ダム 塩尻市 奈良井ダム発電所
- 4 工事概要  
水車発電機等内部点検及び修繕工一式並びに遮断器取替工一式
- 5 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。  
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 資格総合点数が763点以上であること。

イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

エ 種類を同じくする工事(水車発電機の内部点検工事又は修繕工事)を国又は地方公共団体から元請けし、平成10年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。

## 6 工期

着手日から平成26年3月10日まで

## 7 支払条件

### (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

### (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則第156条の規定による回数の範囲内で部分払をします。

## 8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書、仕様書及び入札説明書を平成25年4月25日(木)から平成25年5月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263(40)1895

## 9 入札手続等

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月17日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室

### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月13日(月)午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を

適用します。

### (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (9) 契約書作成の要否

必要とします。

### (10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 10 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年4月25日

長野県公安委員会

### 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

### 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月20日(木)	午前10時から午後4時まで	飯田会場	1 飯田市東栄町3108- 飯田勤労者福祉センター	60名

### 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

### 4 受講手続

#### (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6

センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年4月25日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月6日(木)	午後1時から午後4時まで	長野会場	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター	60名
6月12日(水)	午後1時から午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字芦田2532 立科町中央公民館	70名
6月21日(金)	午後1時から午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條2333-1 阿南町民会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

- (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

平成25年度長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)を次のとおり行います。

平成25年4月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

長野県警察本部又は長野県内の警察署等に勤務する主事又は技師の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	10名程度	警察行政に関する企画立案、調査、連絡調整等の業務に従事します。
鑑識化学	若干名	科学捜査研究所における薬物等に関する鑑定・検査等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等

次のいずれかに該当する者

- ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。
- イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)の卒業生又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者(これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。)

(2) この試験を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

- (1) 第1次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専門試験	公務員として必要な大学卒業程度の専門的な知識及び能力についての選択解答制による択一式筆記試験

- (注) 1 教養試験については、出題数50題のうち20題(知能分野)を必須解答とし、残り30題(知識分野)から20題を選択解答する方式で、解答数は40題です。  
 2 専門試験については、出題数50題のうち40題を選択解答する方式です。  
 3 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

## イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
教養試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率
専門試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率
合計	800点	

## ウ 日時及び場所

## (7) 日時

平成25年6月30日(日) 午前9時

## (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野工業高等学校(長野市差出南3-9-1)
	更級農業高等学校(長野市篠ノ井布施高田200)(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校(松本市蟻ヶ崎1-1-54)
	松本美須々ヶ丘高等学校(松本市美須々2-1)(予備会場)

## エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

## オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成25年7月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>

<http://www.police.pref.nagano.jp/>

## (2) 第2次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

## イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
論文試験	250点	100点
口述試験	750点	7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成25年7月下旬に口述試験及び適性検査を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成25年8月下旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>

<http://www.police.pref.nagano.jp/>

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者(長野県警察本部長)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成26年4月1日以降の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

## 7 給与等

給料表は、一般職給料表(行政)が適用され、現行の初任給の月額(給料月額に地域手当を加えた額)は、次のとおりです。

試験区分	初任給の月額
行政	約181,400円
鑑識化学	約197,700円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。  
このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送等による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.jp/>) からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察上級請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課(〒380-8510:長野県警察本部専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署へ提出してください。

(4) 受験票の所定欄に50円切手を必ず貼り(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り)、宛先を明記してください。

(ウ) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成25年5月13日(月)から5月31日(金)までとし、郵送等による申込みの場合は、消印等により5月31日(金)までに差し出したことが分かるものだけに受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、5月31日(金)までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。受験票には第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.jp/>) に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(イ) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成25年5月13日(月)0時から5月28日(火)24時までです。持参又は郵送等による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

6月中旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0110 内線 2631~2634)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験及び専門試験出題分野一覧表

試験の方法		出題分野
教養試験		知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理・資料解釈
専門試験	行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済原論・経済政策（経済事情を含む。） 経済史（経済学説史を含む。） 財政学 社会政策 国際関係 経営学
	鑑識化学	数学・物理 物理化学 分析化学 無機化学・無機工業化学 有機化学・有機工業化学 化学工学 衛生 薬理 生物化学

人事委員会事務局



長野県教育委員会訓令第3号

県立特別支援学校

長野県立特別支援学校における兼務に関する規程（平成22年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成25年4月25日

長野県教育委員会

本則の表に次のように加える。

長野ろう学校	長野養護学校
--------	--------

特別支援教育課

正 誤

平成25年4月15日付け長野県告示第252号「解除予定保安林」中

ページ 行（箇所）

4 左側15

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

正

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年）第30条の規定により告示します。

森林づくり推進課